

## 長岡工業高等専門学校ネーミングライツ・パートナー募集要項

長岡工業高等専門学校（以下「本校」という。）では、本校の教育研究環境の向上を図るために財源を確保することを目的として、本校の保有施設のネーミングライツ・パートナーとなることを希望する法人等を以下のとおり募集します。

### 1. 対象施設

#### （1）長岡工業高等専門学校 図書館

※愛称等のサイン及びインフォメーションボードの設置可能エリアについては、別紙1をご参照ください。

### 2. 募集の概要について

#### （1）協定の条件

- ① 協定の期間：原則3年以上（更新可）
- ② ネーミングライツ料（年間協定額。消費税及び地方消費税は別途）

#### （2）応募資格

ネーミングライツ・パートナーとなることを希望する法人等（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）。ただし、次の各号に掲げるものは、応募資格がないものとします。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ③ 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ④ 社会問題を起こしているもの
- ⑤ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営む者（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定するものを除く。）
- ⑥ 賭け事に関する業種に属する事業を行うもの
- ⑦ 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）を第3条第1項に規定する政治団体
- ⑧ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体
- ⑨ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- ⑩ 国税、地方税等を滞納しているもの
- ⑪ 前各号によるもののほか、本校のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくないと本校が認めるもの

### (3) 愛称等の付与

- ① 命名する愛称等（法人名、商標名、ロゴ、シンボルマーク又は愛称のこと）は対象施設等の運営に支障を及ぼさないものとします。
- ② 高等専門学校の施設にふさわしい愛称等とし、次に掲げるものは認められません。
- ・法令等に反するもの又はそのおそれがあるもの
  - ・公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
  - ・基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
  - ・政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
  - ・社会問題についての主義主張のあるもの
  - ・公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
  - ・本校の信用又は品位を害するおそれがあるもの
  - ・集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
  - ・青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
  - ・たばこの広告や喫煙を促すもの
  - ・アルコール飲料の広告や飲酒を促すもの
  - ・美観風致を害するおそれがあるもの
  - ・その他愛称等として適当でないと本校が認めるもの
- ③ 愛称等並びに愛称等のサイン及びインフォメーションボード等（以下「サイン等」という。）は、本校で審議の上、最終決定しますので、愛称等及びサイン等の変更を求めることがあります。
- ④ 対象施設等の正式名称は変更せず愛称等を命名することとし、混乱を避けるため、ネーミングライツ・パートナーからの協定期間中の愛称等の変更はできません。  
ただし、愛称等を変更することが合理的であると判断する場合は、協議の上、変更に応じることがあります。  
また、必要に応じて、正式名称を使用させていただくことがあります。  
なお、寄附により付与された名称との混同を避けるため、「記念」、「メモリアル」等を用いた愛称は認めないものとします。
- ⑤ ネーミングライツ・パートナーがサイン以外に、本校に付加価値をもたらす提案があるときは、応募書類とともにお申込みください。

### (4) その他の特典、付帯条件等

- ネーミングライツ・パートナーには、次の各号に掲げる特典があります。
- なお、特典等の権利については、第三者への譲渡や転貸等はできません。
- ① 対象施設等にサイン等を設置することができます。ただし、法令、条例等に基づく規制や施設構造により一定の制限がされる場合がありますので、事前に本校との協議をお願いします。
- ② 本校は、本校の広報誌や公式ウェブサイトを通じて、愛称等の普及と定着に努めま

す。

- ③ ネーミングライツ・パートナーは、ネーミングライツ・パートナーであることをPRすることができます。
- ④ 協定期間の更新を希望する場合は、その理由を付して協定期間の末日の6ヶ月前までにその旨を本校に通知することで既協定者に優先交渉権を付与します。
- ⑤ その他に希望される特典等（付帯条件）があれば、応募時に提案することができます。

#### （5）愛称等の表示、使用等に伴う費用負担

- ① サイン等の設置、維持、変更及び協定期間満了後の原状回復に係る費用は原則としてネーミングライツ・パートナーの負担とします。（ネーミングライツ料とは別にご負担願います。）  
なお、サイン等の内容（デザインや大きさ等）及び設置場所については、本校と協議が必要です。
- ② 協定締結後に作成する広報誌等への愛称等の表示及び本校の公式ウェブサイト掲載等については本校の負担で行います。
- ③ 愛称等の使用開始日において、サイン等の設置等が完了していない場合においても、協定期間及びネーミングライツ料に変更はありません。
- ④ サイン等が破損等した場合、又はこれにより第三者に損害が生じた場合の責任は、すべてネーミングライツ・パートナーの負担とします。

#### （6）募集期間

2025年12月19日（金）～2026年1月23日（金）

郵送での受付は締め切り当日必着とします。なお、持参の場合の受付時間は土、日・祝日及び本校が定める休日を除く、9時から17時までとします。

#### （7）現場説明

現場説明を希望する場合は、事前に「9. 申込書の提出先及び問合せ先」にある問合せ先までご連絡ください。

#### （8）応募時の提出書類

- ① ネーミングライツ・パートナー申込書（別紙様式）
- ② ネーミングライツ・パートナーを希望する法人に係る以下の書類等
  - (1) 事業者等の概要を記載した書類（会社概要など）
  - (2) 直近3事業年度分の決算報告書
  - (3) 法人の登記事項証明書（発行3ヶ月以内のもの）
  - (4) 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書など）

#### （9）選定方法

次の資格要件及び選定基準を基に、本校で実施する選定会議において、応募資格、応募の趣旨、愛称等案、ネーミングライツ料及び協定期間等を総合的に判断してネーミングライツ・パートナーの候補者を選定します。

なお、必要に応じてヒアリングをする場合があります。また、応募の内容によっては、不適当とする場合があります。

#### ■ 資格要件及び選定基準

審査項目		要件、基準等	判断等
資格要件	資格	応募資格を満たしているか	適・否
		過去に重大な事故及び不誠実な行為を行っていないか	適・否
		経営基盤が安定しているか	適・否
選定基準	応募の趣旨	事業の趣旨に沿っているか	適・否
	愛称等	親しみやすさ等、学生、教職員、地域住民に受け入れられるか	適・否
		施設のイメージを損なう恐れがないか	適・否
		対象施設の運営に支障を及ぼさないものとなっているか	適・否
	ネーミングライツ料	基準価格を上回っているか	適・否
		財政的な観点から高額であるほど高評価とする	金額
	サイン等の設置	技術者教育に相応しい内容や工夫がされているか	適・否
		教育環境に相応しくない表示や内容になっていないか	適・否
		サイン等が適切に施行されるよう計画されているか	適・否
判定	契約期間	愛称の定着や本校教育を支援する観点から期間が長いほど高評価とする	期間
	資格要件、選定基準に適合しているか		適・否
資格要件や選定基準を勘案し、総合的に判断する			順位

#### (10) 選定結果の通知及び公表

選定結果はすべての応募者に通知します。また、本校のホームページ等で公表します。

### 3. 協定の締結

本校は、ネーミングライツ・パートナーの候補者と協議のうえ、ネーミングライツに関する協定を締結します。なお、協定書（案）については、別紙2のとおりです。

協定締結後、ネーミングライツ・パートナー、愛称及び協定期間等を公表します。

### 4. ネーミングライツ料の納入時期

ネーミングライツ料は、協定期間年度（4月1日～翌年3月31日）の5月末日までに1年分を一括して納入するものとします。

ただし、初年度分及び年度途中に協定期間が満了となる場合については、1年分の1/2

分の1に月数を乗じた額（千円未満四捨五入）とします。

## 5. リスクの責任分担

新たに設置した愛称等のサイン等により第三者に損害が生じた場合の負担や対象施設等につけた愛称等が第三者の商標権等を侵害した場合の責任及び負担は、ネーミングライツ・パートナーが負うこととします。

## 6. 協定の解除

ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為等に伴い、対象施設等のイメージが損なわれるおそれが生じた場合は、本校は期間満了を待たずに協定を解除できることとします。

また、ネーミングライツ・パートナーの事情等により愛称等の継続が困難な場合は、1ヶ月以上前に本校へ協定の解除を申し出てください。

ただし、すでに納付済みのネーミングライツ料の返還はできません。

これらの協定解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。

## 7. その他留意事項

- ① 申込みに要する経費等は、すべて申込者の負担とします。
- ② 提出された書類は、返還しません。
- ③ 提出された書類は、必要に応じ複写します。
- ④ 提出された書類は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）等の法令の規定又は検査機関の開示要請に基づき開示する場合があります。

## 8. スケジュール

- (1) 公募期間：2025年12月19日（金）～2026年1月23日（金）
- (2) 応募書類締切：2026年1月23日（金）17時必着
- (3) 事業者選定：2026年1月下旬（予定）
- (4) 協定締結：2026年2月上旬～中旬（予定）
- (5) 事業開始：2026年4月1日（水）

## 9. 申込書の提出先及び問合せ先

長岡工業高等専門学校 総務課

〒940-8532 新潟県長岡市西片貝町888番地

TEL: 0258-34-9311

E-Mail: shomu@

（迷惑メール対策のため@以下「nagaoka-ct.ac.jp」を省略しています。）

※ 本件に関する質問、施設見学は随時受け付けておりますので、ご連絡願います。

申込がありましたら、メールや電話等にて連絡させていただきます。

数日経っても連絡がない場合はこちらに届いてないこともありますので、確認の連絡をお願いいたします。

#### 10. 留意事項

隨時ご相談を受付します。(募集要項は募集開始から3年間有効)

## ネーミングライツ・パートナー対象施設

### (1) 図書館

#### (概要)

10万冊以上の蔵書を有し、1～3年生の英語授業でも定期的に利用されています。

1階は学習支援、キャリア支援、国際交流活動、自習などで、多くの学生に利用されています。

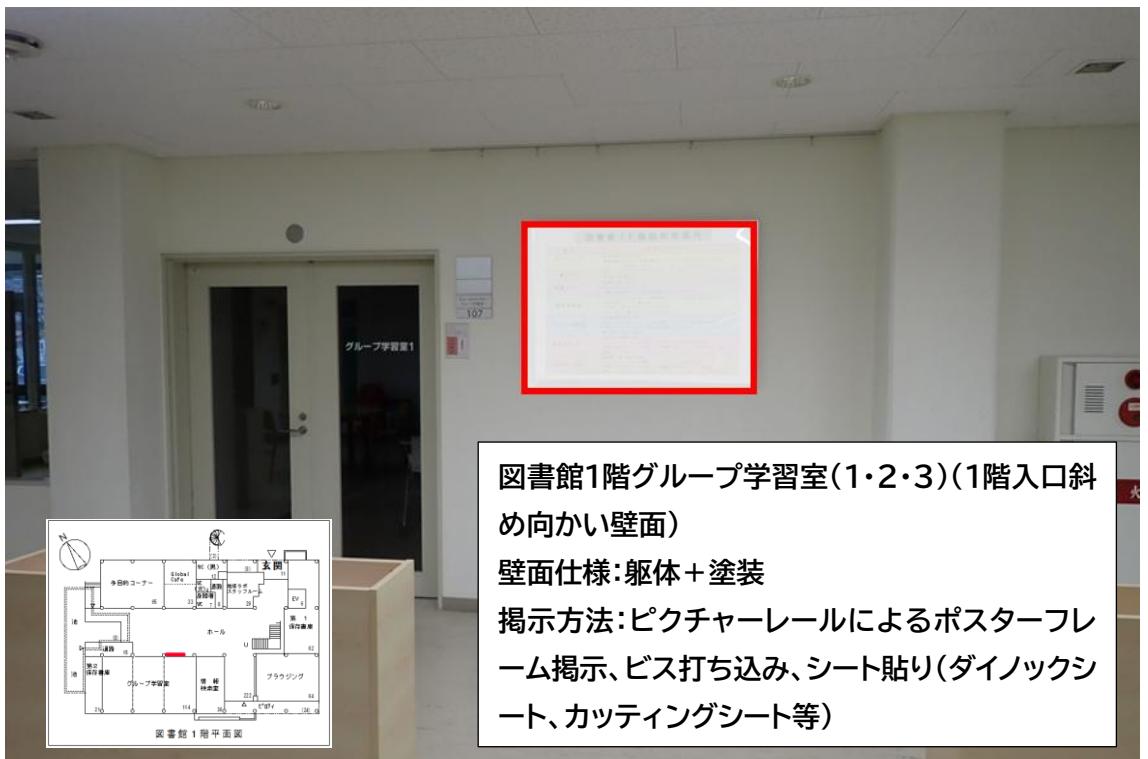
- ・延べ床面積 1,437 m<sup>2</sup>
- ・座席数 1階 129席
- ・座席数 2階 81席
- ・令和6年度開館日数 235日
- ・入館者数（延べ）40,289名
- ・帶出冊数 18,057冊
- ・利用する学生の所属学科 全学科全学生  
その他、放課後や自習でも使われています。
- ・利用可能時間帯 平日 8時30分～19時
- ・ネーミングライツ料最低価格 200万円（年間、税込）
- ・看板・サインボードの等設置 計4か所
  - ・看板等 1階入口 1箇所 (①図1)
  - ・看板等 2階入口 1箇所 (②図2)
  - ・1階インフォメーションボード (③図3 (1)～図6 (4) のうち) 1箇所
  - ・2階インフォメーションボード (④図7 (1)～図10 (5) のうち) 1箇所
  - ・サイン等の設置可能場所（範囲を赤枠で示します）



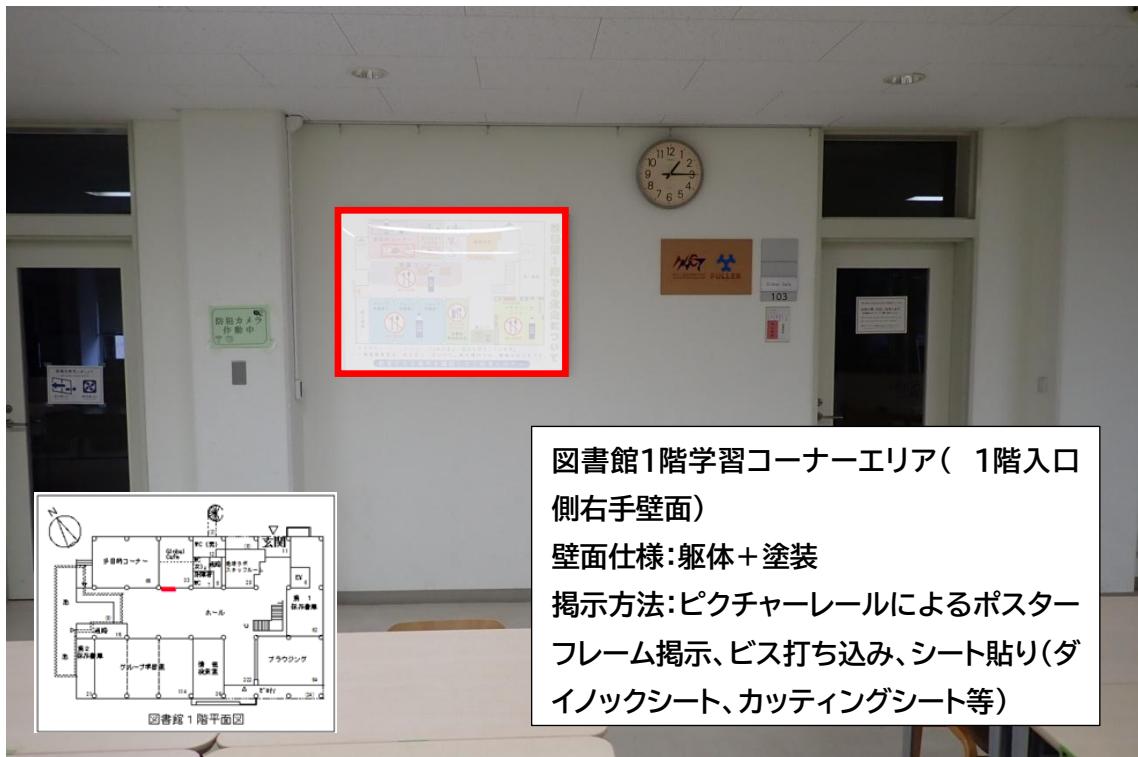
① 図1. 図書館1階自動ドア入口（1箇所）看板又はサイン



② 図2. 図書館2階自動ドア入口（1箇所）看板又はサイン



③ 図3. 図書館1階（1箇所）インフォメーションボード候補（1）



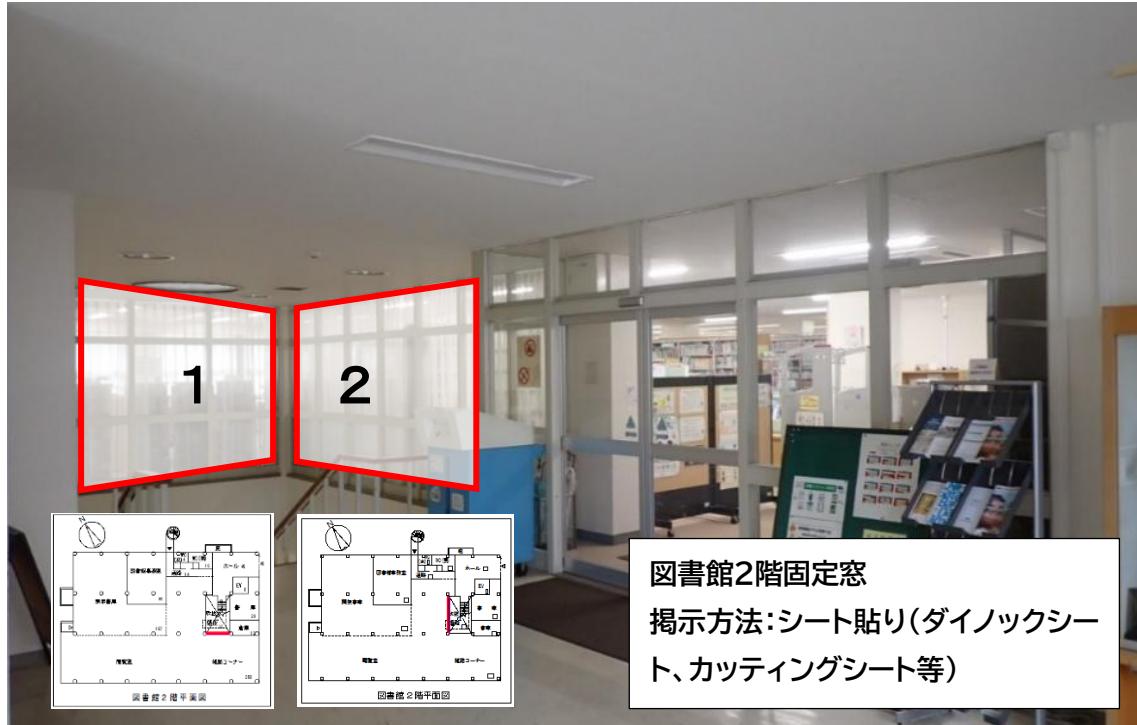
③ 図4. 図書館1階（1箇所）インフォメーションボード候補（2）



③ 図5. 図書館1階（1箇所） インフォメーションボード候補（3）



③ 図6. 図書館1階（1箇所） インフォメーションボード候補（4）



④ 図 7. 図書館 2 階 (1箇所) インフォメーションボード候補 (1) (2)



④ 図 8. 図書館 2 階 (1箇所) インフォメーションボード候補 (3)



④ 図 9. 図書館 2 階 (1 箇所) インフォメーションボード候補 (4)



④ 図 10. 図書館 2 階 (1 箇所) インフォメーションボード候補 (5)